

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務では、事務の一部を外部委託するため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する内容を含む契約を締結する。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和8年2月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する次の事務を行う。</p> <p>(1)ふるさと納税による寄附者に対し、寄附金控除に係る申告特例申請書(第55号の5様式、以下「ワンストップ特例申請書」という。)を送付する。</p> <p>(2)寄附の翌年1月10日を期限として、申告特例の適用を希望する寄附者からワンストップ特例申請書を受け付ける。</p> <p>(3)提出のあったワンストップ特例申請書に記載された個人番号を含む情報について、寄附者毎に名寄せ・集計し、1月末までに当該寄附者の税額控除を行う市区町村の長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知を行う。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワンストップ特例申請管理システム
②システムの機能	<p>(1)特定個人情報を含む寄附者情報及び寄附情報の管理</p> <p>(2)ワンストップ特例申請書提出状況及び申請内容確認状況の管理</p> <p>(3)申告特例通知用のデータ作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (団体内統合利用番号連携サーバ、戸籍システム)</p>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
特例申告情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業振興部産業支援室企業振興課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特例申請情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	寄附者のうち、地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者
その必要性	寄附金税額控除を適用するため、寄附者毎に名寄せ・集計を行い、当該寄附者の税額控除を行う市区町村長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知を行う。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	寄附者の税額控除を行う市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知を送付するために必要な項目のみ収集する。国税関係情報、地方税関係情報についても千歳市への寄附金に関する情報を収集。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月1日
⑥事務担当部署	産業振興部産業支援室企業振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	寄附者の税額控除を行う市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知を送付するため。	
④使用の主体	使用部署	産業振興部産業支援室企業振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(1)寄附者のうち、寄附の翌年1月10日までにワンストップ特例申請を行った者を対象とする。 (2)提出のあったワンストップ特例申請書に記載された個人番号を含む情報について、寄附者毎に名寄せ・集計し、1月末までに当該寄附者の税額控除を行う市区町村の長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知を行う。	
	情報の突合	
⑥使用開始日	平成31年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)受付業務	
①委託内容	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)業務において、寄附者から送付された情報の入力及び確認作業を委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社Souplesse	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1,700) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	寄附者の税額控除を行う市区町村
①法令上の根拠	(1)地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	市区町村民税、都道府県民税の賦課決定事務
③提供する情報	通知日、住所、氏名、フリガナ、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX(地方税ポータルシステム))
⑦時期・頻度	毎年1年に1回、約1,700自治体に対し、eLTAX(地方税ポータルシステム)により提供。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【B-ray】

庁舎内の施錠された書庫にて保管

【電子データ】

外部ネットワークに接続されていない端末にて保管

※いずれも保管期間を3年とし、期間満了時に廃棄・削除する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特例申請情報ファイル

自治体コード、通知年月日、回送先団体コード、回送先市区町村長、回送元団体コード、回送元市区町村長、連絡先組織名、連絡先電話番号、年分、住所、フリガナ、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特例申請情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特例適用希望者が、市（企業振興課宛・ふるさと納税担当宛）もしくは委託先に申請書を送付、持参したもの、又は公的個人認証サービスを活用したWEB申請のみを受け付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者が、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の取りやめ等を申し出た場合は、返却又は破棄する必要があるため、速やかに相手方と協議する。 ・提出期限である翌年1月10日を過ぎた申請書は受理できないため、申請者に返却している。 ・寄附者が他自治体と混同して申請書を誤送付した場合には、速やかに寄附者に連絡し、申請書の扱い（適切な手段による破棄又は返却等）について協議を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	インターネットに接続しないサーバー上で、当該事務に必要な情報のみを入力し、紐づける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワード認証によるネットワークへの接続管理 ・IPアドレスによる接続端末の制御
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・権限のない職員等は、アクセス権限を付与されていない。 ・所属変更等により本業務に従事しなくなった職員等の権限については、同一の日に削除 ・ログインログ及びシステム操作ログを記録し、操作内容を追跡管理
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ログインID及びパスワードについては、人目に付く場所にメモを残さず、簡単なパスワードを設定しない。 ・申告特例通知の回送先誤りによる個人番号等の誤提供を防ぐため、複数名による確認作業を行う。 ・作業中の離席にあたっては、システムやファイルを閉じるなどの措置を講じる。 	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><特定個人情報が消去されずに長期間存在するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された申請書等は、施錠された書庫において保管し、保存期間(7年間)満了時に破棄処分を行う。 ・電子情報についても同様に、保存期間(7年間)満了時に削除する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護や取扱いに関する仕様を明記し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 総務部総務課情報公開係
②請求方法	千歳市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3番地の1 産業振興部産業支援室企業振興課シティセールス推進係
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	予定なし
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	予定なし
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	II-4-1-③	株式会社トラストバンク	株式会社Souplesse	事後	
	II-4-2-④	再委託する	再委託しない	事後	
	II-3-②	紙○	紙○、電子記録媒体	事後	
	III-2措置の内容	特例適用希望者が、政策推進課宛・ふるさと納税担当宛に申請書を送付、または直接持参したものを受け付ける。宛先が不明な送付物は、総務課の職員により政策推進課へ分配されたものを受け取る。	特例適用希望者が、市(政策推進課宛・ふるさと納税担当宛)もしくは委託先に申請書を送付、持参したもの、又は公的個人認証サービスを活用したWEB申請のみを受け付ける。	事後	
	III-4再委託先	十分に行っている	再委託していない	事後	
	III-8	自己点検○	自己点検○、内部監査○	事後	
令和7年2月1日	II-6	【紙】 庁舎内の施錠された書庫にて保管 【電子データ】 外部ネットワークに接続されていない端末にて保管 ※いずれも保管期間を7年とし、期間満了時に廃棄・削除する。	【B-ray】 庁舎内の施錠された書庫にて保管 【電子データ】 外部ネットワークに接続されていない端末にて保管 ※いずれも保管期間を3年とし、期間満了時に廃棄・削除する。	事後	
令和7年4月1日	I-6-①	企画部政策推進課	産業振興部産業支援室企業振興課	事後	
	II-2-⑥	企画部政策推進課	産業振興部産業支援室企業振興課	事後	
	III-2措置の内容	特例適用希望者が、市(政策推進課宛・ふるさと納税担当宛)もしくは委託先に申請書を送付、持参したもの、又は公的個人認証サービスを活用したWEB申請のみを受け付ける。	特例適用希望者が、市(企業振興課宛・ふるさと納税担当宛)もしくは委託先に申請書を送付、持参したもの、又は公的個人認証サービスを活用したWEB申請のみを受け付ける。	事後	
	IV-2-①	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 企画部政策推進課シティセールス推進係	〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3番地の1 産業振興部産業支援室企業振興課シティセールス推進係	事後	
	I-4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、第3項及び別表24 第10条	事後	